

令和 3 年度 賛助会員加入のお願い

謹啓 皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、坂井市社会福祉協議会の活動に対しまして、深いご理解と温かいご支援を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

坂井市社協は、常に一人ひとりの生活や生き方（価値観）を大切にしながら、だれもが安心して暮らすことができるよう、市民の皆様、社会福祉や保健、教育などさまざまな分野の関係者、団体、機関の協力を得ながら、『あなたと一緒にあなatarらしい幸せづくり』を目指しています。

これらの取り組みは、市民の皆様からの一般会費・賛助会費・市からの補助金、受託金など貴重な財源で支えられています。そのなかでも賛助会費は「住民主体」や「支え合い」の地域づくりを推進している社協にとってきわめて重要な財源となっています。

何卒、本趣旨にご賛同の上、賛助会員へご加入いただきますとともに、今後もお支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

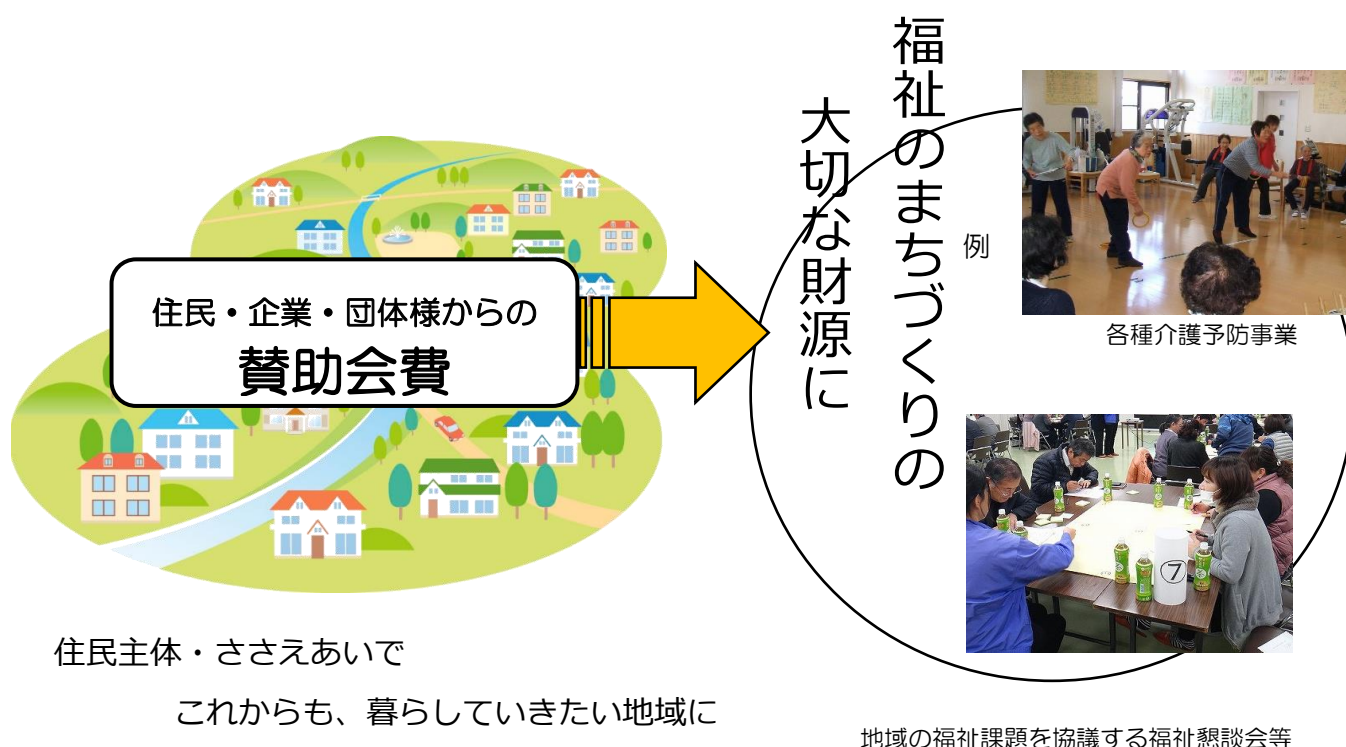
敬具

賛助会費（年間） 個人・企業・団体 1口 1,000 円より

- ★ はなはだ失礼とは存じますが、賛助会員としてご加入いただける場合は、同封しました郵便振替用紙をご利用ください。坂井市社協本部・各支部窓口でも受付しております。 なお、令和 4 年 1 月 17 日より、ゆうちょ銀行の料金改定により、現金振込の場合、110 円の加算料金を払込者様にご負担していただくことになります。何卒、ご了承くださいますようお願いします。
- ★ 隔月に発行しております当社会福祉協議会の広報誌「坂井市社協だより」に、随時、会員様のご芳名・ご法人名を掲載させていただきます。
- ★ 賛助会費については、税額控除の対象となっております。所得税は「寄附金控除」、住民税は「寄附金税額控除」、また法人様からの寄附金は「損金算入」の対象になるため、振込をされた方には、後日控除に必要な領収書をご自宅へ送付させていただきます。

皆様からお寄せいただいた賛助会費は、

『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』に取り組む各種事業の運営基盤に役立てられています。



昨年もたくさんのご協力ありがとうございました

令和2年度 ご加入額 **1,251,592 円**

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

- | | | |
|---------|-----------------|---|
| ■本部 | 坂井町下新庄 18-3-1 | TEL 68-5070 FAX 67-2807 |
| ■みくに支部 | 三国町楽円 53-16-1 | いきいきサロンセンターあい愛内 TEL 82-1170 FAX 82-1593 |
| ■まるおか支部 | 丸岡町西里丸岡 12-21-1 | 坂井市役所丸岡支所内 TEL 68-5060 FAX 67-2950 |
| ■はるえ支部 | 春江町江留中 10-15-1 | 春江総合福祉センター内 TEL 51-4545 FAX 51-6269 |
| ■さかい支部 | 坂井町下新庄 18-3-1 | 本部内 TEL 67-0699 FAX 67-2807 |